（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第三条の三　法第十条の三第二項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一　令第十二条の三第一項第一号に掲げる者　その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ　平成二十三年三月十一日以前から雇用されている者　次に掲げる書類のうちその旨を証する書類

(1)　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百七条第一項に規定する労働者名簿

(2)　労働基準法第百八条に規定する賃金台帳

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日以前から雇用されていることを明らかにする書類

ロ　平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者　その雇用された者から提出された次に掲げる書類

(1)　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第十二条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（(3)及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書

(2)　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類

二　令第十二条の三第一項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを証する書類

イ　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを明らかにする書類

（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）

第三条の四　令第十二条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエア（同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあっては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

2　法第十条の五第四項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　その名称及び内容

二　その実施予定期間

三　その実施場所

四　法第十条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

五　その他参考となるべき事項

第二章中第五条の二の次に次の一条を加える。

（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第五条の三　法第十三条の三の規定により租税特別措置法第四十一条の十九の規定が適用される場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三第一項第八号に規定する財務省令で定める契約は、租税特別措置法施行規則第十九条の十一第四項の規定にかかわらず、法第十三条の三に規定する復興指定会社に該当する特定新規中小会社（租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社をいう。以下この条において同じ。）との間で締結する特定新規株式（租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規株式をいう。以下この条において同じ。）に係る投資に関する条件を定めた契約で東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第二十四条第一項第三号に規定する株式投資契約に該当するものとする。

2　法第十三条の三の規定により租税特別措置法第四十一条の十九の規定が適用される場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三第九項の規定により読み替えられた所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十二条第一項第七号に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十九条の十一第七項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

一　法第十三条の三に規定する復興指定会社に該当する特定新規中小会社から交付を受けた東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項に規定する認定地方公共団体の長の特定新規株式に係る租税特別措置法施行規則第十九条の十一第七項第一号イに規定する基準日においてイからハまでに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（ニに掲げる事項の記載があるものに限る。）

イ　当該特定新規中小会社が東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項に規定する指定会社に該当するものであること。

ロ　当該居住者又は所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者（以下この号及び第三号において「国内に恒久的施設を有する非居住者」という。）が取得（法第十三条の三に規定する取得をいう。以下この号において同じ。）をした株式が、当該復興指定会社が東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項に規定する指定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に発行されたものであること。

ハ　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された前項に規定する契約に基づき払込み（法第十三条の三に規定する払込みをいう。以下この号において同じ。）によりされたものであること。

ニ　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所）、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

二　租税特別措置法施行規則第十九条の十一第七項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあっては、租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式を取得した日の属する年中の同号イからニまでに掲げる事項の記載があるものに限る。）

三　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された前項に規定する契約に係る契約書の写し

第六条の三第三項中「第六条の三第一項」を「第六条の六第一項」に改め、同条を第六条の六とする。

第六条の二を第六条の五とし、第六条の次に次の三条を加える。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六条の二　令第十七条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第十七条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（同号の第四欄に掲げる建築物整備事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合　東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項に規定する認定地方公共団体の当該建築物整備事業の用に供する同号の第五欄に掲げる建物及びその附属設備に該当する旨を証する書類

二　法第十七条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合　次に掲げる書類（当該建物及びその附属設備が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が貸し付ける場合にあっては、ロに掲げる書類）

イ　その賃貸が令第十八条の二第二項第五号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

ロ　その賃貸に係る家賃の額が令第十八条の二第二項第六号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第六条の三　法第十七条の三第二項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一　令第十七条の三第一項第一号に掲げる者　その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ　平成二十三年三月十一日以前から雇用されている者　次に掲げる書類のうちその旨を証する書類

(1)　労働基準法第百七条第一項に規定する労働者名簿